

令和2年度

グローバル産業人材育成事業

【海外専門家等招へい研修】

公募要領

【公募期間】

令和2年4月1日(水)～令和2年11月6日(金) (土日祝日除く)

受付時間 9:00～17:00 (12:00～13:00 除く)

<予定>

第1次公募締切：令和2年4月30日(木)

第2次公募締切：令和2年5月29日(金)

第3次公募締切：令和2年7月17日(金)

第4次公募締切：令和2年9月11日(金)

第5次公募締切：令和2年11月6日(金)

■予算の状況により、年度途中で募集を終了する場合があります。最新の公募状況やスケジュールについては事業公式サイトをご確認ください。

■研修予定日は、公募締め切りから2か月先を目安に計画してください。

【お問い合わせ先】

公益財団法人沖縄県産業振興公社 海外・ビジネス支援課

担当：パッカレ、玉城(千)、玉城(洋)、仲嶺

電話：098-859-6238 FAX：098-859-6233

メール：next-gld@okinawa-ric.or.jp

■申請書類は下記ホームページにも掲載していますのでご活用ください。

事業公式 HP：<http://www.next-gld.com/>

沖縄県産業振興公社 HP：<http://okinawa-ric.jp/>



目 次

1 事業概要	1
(1) 目的	
(2) 補助対象	
(3) 補助申請の流れ	
2 応募の要件	2
3 補助の内容	2
(1) 補助率	
(2) 補助対象経費	
(3) 研修期間及び補助対象期間	
(4) 補助人数	
4 応募手続き	3
(1) 提出書類	
(2) 公募期間	
(3) 書類提出先及び事前相談	
(4) 招へい人数	
(5) 個人情報の利用	
5 審査方法及び結果通知	5
(1) 審査方法	
(2) 結果通知	
6 その他	5
(1) 応募辞退	
(2) 採択の取り消し	
(3) 書類の保管	
(4) その他の疑義	
(5) 要領の変更	

<別紙>

・申請書類チェックシート

・申請書類

- ① 様式 1-1 海外専門家等招へい研修申請書
- ② 様式 1-2 海外専門家等招へい研修申込企業等概要
- ③ 様式 1-3 海外展開事業計画書
- ④ 様式 1-4 海外専門家等招へい研修計画書
- ⑤ 様式 1-5 海外専門家等招へい研修補助金内訳書概算

グローバル産業人材育成事業 公募要領

海外専門家等招へい研修

公益財団法人沖縄県産業振興公社（以下「公社」という。）は沖縄県（以下「県」という。）より委託を受けて実施する「グローバル産業人材育成事業」（以下「本事業」という。）海外専門家等招へい研修を以下の要領で公募します。

1 事業概要

(1) 目的

本事業は、海外展開に積極的な県内企業等のグローバル人材育成に要する経費を補助することにより、県内企業の海外展開を牽引する国際性と専門性を有する人材の育成を図ることを目的としています。

企業等の海外展開とは、以下に例示する企業活動の国際化を指すものとします。

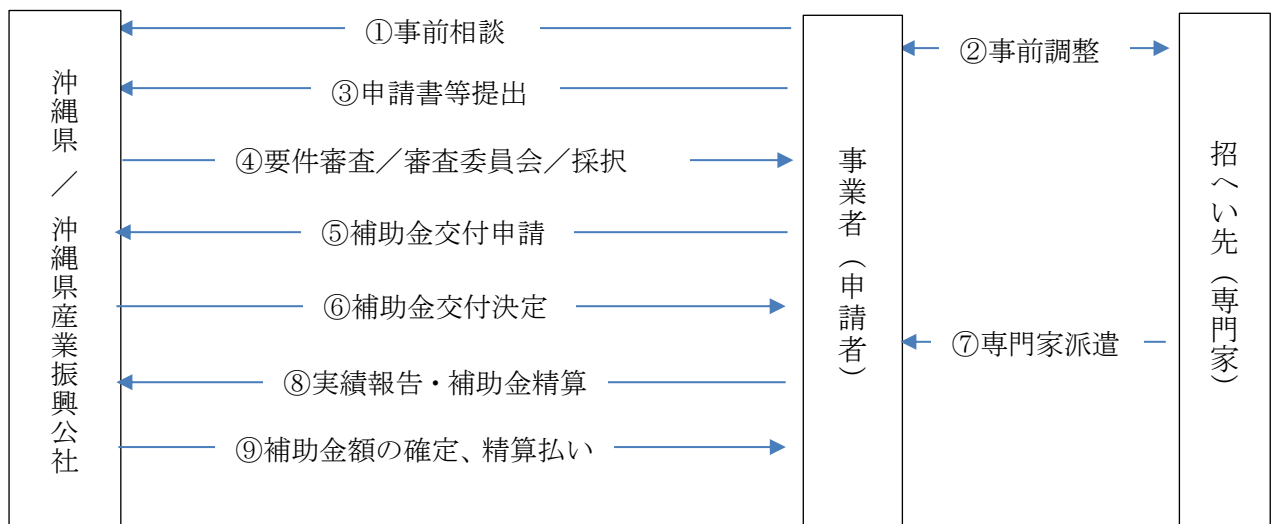
- 海外での事業展開や販路開拓
- 海外からの物・サービスの輸入
- 外国企業との取引や業務提携
- 外国人観光客への物・サービスの販売・提供

(2) 補助対象

海外展開を目指す県内企業または団体等を対象に、海外展開等に必要な知識や技能、ノウハウを習得するため、業界に精通する海外専門家等を国内外から招へいし、座学研修や実践的指導等を県内で行う場合、予算の範囲内で経費の一部補助します。

(3) 補助申請の流れ

<フロー図>



- ① 申請する事業者は公社の担当者と1回以上の事前相談を行う。
- ② 原則として招へいする専門家については申請する事業者で事前に調整し確保する。
※専門家が確保できない場合や未定の場合は申請前に公社に相談する。
- ③ 申請書等を公社へ提出する。

- ④ 公社内での要件審査及び外部有識者等で構成する選定委員会で審査を行った後、採択/不採択を決定する。
- ⑤ 採択された事業者は、県へ補助金交付申請を行う。
- ⑥ 県は、採択された事業者に対し補助金の交付決定を通知する。
- ⑦ 事業者は、補助金交付決定後に専門家を招へいするための航空券や宿泊先等の各種手続きを行い、研修を実施する。
- ⑧ 補助期間終了後、事業者は速やかに公社に対し実績報告/補助金精算を行う。
- ⑨ 県は、事業者からの実績報告に基づき補助金額を確定し、原則として精算払いにて行う。

2 応募の要件

以下の要件をすべて満たしていることが必要です。尚、応募の要件に適合しないと判断された場合は、審査の対象とならないことがあります。

- ① 沖縄県内に本社を有する企業または団体等で、県内で事業を営んでいる者。
- ② 法人の場合は沖縄県に登記がある者。個人事業者の場合は、県内税務署へ開業届出等及び確定申告の届出等をしている者。
- ③ 事業税等を滞納していない者。
- ④ 補助事業の成果を活用し、県内で引き続き事業を営む予定の者。
- ⑤ 研修期間は3日以上、3か月以内で、1日5時間以上の研修計画があること。
- ⑥ 具体的且つ、実現可能性の高い海外展開計画を有していること。
- ⑦ 海外展開計画を実現するために必要な、自社内では得ることの難しい新たなノウハウや知識の習得を目的とした研修計画であること。
- ⑧ 主たる研修内容が、自社の営業活動でないこと。
本社一支社間、自社の海外事業所等（現地合弁企業等）からの招へいや専門家等の公演、講義を有償で提供する場合は補助対象外となります。
- ⑨ 招へいする海外専門家等の知識、技術、ノウハウ等が明示されていること。

※次の場合は申請できません。

- ・「沖縄県暴力団排除条例」に規定する暴力団関係者又は社会通念上適正を欠くもの。
- ・民事再生法又は会社更生法による申し立て等、補助事業の継続性について不確実な状況が存在する者。

3 補助内容

(1) 補助率

補助金の補助率は、補助対象経費総額の8/10以内とします。

(2) 補助対象経費

専門家を招へいする際に要した最も経済的な通常の経路及び方法により適正に執行された費用及び実研修に係る経費を補助します。実研修とは、1日5時間以上の研修を実施した日とし、実研修日以外の経費については補助対象外とします。尚、経費支出に伴う消費税及び振込手数料、送金手数料、発券手数料等は補助対象外とし、補助金合計額の千円未満は切り捨てるものとします。経費内訳は以下のとおりです。

<内訳>

経費	内訳	補助率
①交通費	往復航空運賃（原則としてエコノミークラス） ・ 燃油サーチャージ、航空保険特別料金、空港税、出国税含む。 ※手荷物料金、座席指定料金等のオプション料金は補助対象外とする。	総額の 8/10以内
②宿泊費	宿泊費 上限 9,800 円/日 ※海外の乗り継ぎ経由地で宿泊した場合は地域区分により異なる上限額を補助対象とする。	
③専門家謝金	専門家に支払う謝金 ※1日5時間以上の研修 上限 36,000 円/日 期間内上限 36 万円	
④会場使用料	社外で研修を行う場合 上限 25,000 円/日 ※事業者の関連企業等の施設利用の際は対象外。	
⑤通訳料	通訳を社外に委託する場合 ※1日5時間以上の研修 上限 25,000 円/日 期間内上限 25 万円	

※地域区分については事業公式サイト (<http://www.next-gld.com/expert/>) か、担当者へご確認ください。

(3) 研修期間及び補助対象期間

① 研修期間

3日以上3か月以内の実研修を実施し令和3年1月31日までに研修を終了してください。

② 補助対象期間

研修期間及び専門家が移動に要する日数を加えた期間を補助対象とします。
尚、研修期間中の休日については、原則として土曜、日曜、日本の祝日を休日とします。
基本的に、休日の宿泊費は補助対象外となりますので、休日に研修を行う際は、公社担当者へご相談ください。

(4) 補助人数

原則として、1企業等における年度内の招へい申請回数は最大1回とし、招へい人数は最大2人とします。

4 応募手続き

(1) 提出書類

以下の申請書類や添付資料及びその他指示がある資料を公社の担当者へ提出してください。提出された申請書類、添付書類等は返却されません。

【申請書類】

- ① 様式1-1 海外専門家等招へい研修申請書
- ② 様式1-2 海外専門家等招へい研修申込企業等概要
- ③ 様式1-3 海外展開事業計画書
- ④ 様式1-4 海外専門家等招へい研修計画書
- ⑤ 様式1-5 海外専門家等招へい研修補助金内訳書概算

【添付書類】

	法人及び団体等	個人事業者
登記証明等 (取得機関)	⑥登記簿謄本：履歴事項全部証明書（原本） ※発行後3か月以内のもの (管轄の法務局) 団体の場合は団体概要書等	⑥開業等届出書の写し (管轄の県税事務所)
決算書	⑦直近3か年分の損益計算書、貸借対照表	⑦直近3か年分の確定申告書
納税証明書 (取得機関)	⑧直近1年分の法人税（原本） ※証明書の種類「その3」 (申告・納税を行っている(国)税務署)	⑧所得税（原本） ((国)税務署)
	⑨直近1年分の法人事業税、法人県民税（原本） (申告・納税を行っている県税事務所)	⑨個人事業税（原本） (県税事務所) ⑩住民税（原本） (市町村役場)

※法人及び団体：登記事項全部証明書（団体の場合は団体概要書等）及び沖縄県内税務署及び県税事務所発行の納税証明書により、県内所在であること及び事業税等の滞納がないことが確認できること。

※個人事業者：県内税務署に提出した個人事業の開業・廃業等届出書の写しと、沖縄県内税務署及び県税事務所、市町村発行の納税証明書により、県内所在であることと事業税等の滞納がないことが確認できること。

(2) 公募期間

令和2年4月1日(水)～令和2年11月6日(金)（土日祝を除く）9：00～17：00
(12：00～13：00 除く)

■予算の状況により、年度途中でも募集を終了する場合があります。最新の公募状況については、事業公式サイトをご確認ください。

■専門家招へいの時期は、申請書提出後、2か月先を目安に計画してください。

第1次公募 締切：令和2年4月30日(木)
選定委員会：令和2年5月下旬予定

第2次公募 締切：令和2年5月29日(金)
選定委員会：令和2年6月中旬予定

第3次公募 締切：令和2年7月17日(金)
選定委員会：令和2年8月上旬予定

第4次公募 締切：令和2年9月11日(金)
選定委員会：令和2年10月上旬予定

第5次公募 締切：令和2年11月6日(金)
選定委員会：令和2年11月下旬予定

(3) 書類提出先及び事前相談

公益財団法人沖縄県産業振興公社 海外・ビジネス支援課
住所：那覇市小禄 1831 番地 1 沖縄産業支援センター4F
電話：098-859-6238 FAX：098-859-6233 メール：next-gld@okinawa-ric.or.jp
担当：パッカレ、玉城(千)、玉城(洋)、仲嶺

(4) 招へい人数 事業年度内で概ね8人程度

(5) 個人情報の利用

- ① 会社は、平成17年4月1日に施行された「沖縄県個人情報保護条例」(平成17年3月31日条例2号)を準用し、個人情報を取り扱う際には、適正な収集・利用・管理を行います。
- ② 申請企業及び団体等の名称、専門家等の氏名、性別、職業、肩書、所属、研修内容等の情報は、本事業の実績報告書、実績一覧、ホームページ等において公表することがあります。
- ③ 申請企業及び団体等の名称、専門家等の氏名、性別、職業、肩書、所属、研修内容の一部等の情報は、本事業または県の広報のため、報道機関に提供することがあります。また報道機関等からの取材への協力を依頼することがあります。
- ④ 事業終了後に、本事業に関するフォローアップのためアンケートを依頼することがあります。
- ⑤ 申請書に記載された連絡先に、本事業の他の研修等についての連絡や各種案内を送ることがあります。

5 審査方法及び結果通知

(1) 審査方法

申請された書類について、事務局で要件審査を行い、要件審査を通過した申請者については、事務局が設置する外部有識者等で構成する選定委員会にて選考を行います。

選定委員会は、原則として申請企業担当者によるプレゼンテーションで審査、審議を行います。尚、選考は非公開で行なうため、審査の内容に関する問い合わせには応じられません。選定委員会で選考後、採択/不採択を決定します。

(2) 結果通知

採択結果は申請者に文書にて通知いたします。

6 その他

(1) 応募辞退

選定委員会での選考後、採択された申請者が応募を辞退する場合は、速やかに公社担当者に連絡してください。

(2) 採択の取り消し

申請内容の虚偽、補助金の重複受給が判明した場合は、採択決定後であっても採択を取り消すことがあります。

(3) 書類の保管

本事業に係る提出書類及び証憑類等は、事業終了後5年間、整理・保管する必要があります。

(4) その他の疑義

この要領に定めるものの他、事業の実施に際し疑義が生じた場合は、その都度、県と公社が協議して定めるものとします。

(5) 要領の変更

本要領の内容は変更になる場合があります。この他、ご不明な点は事前に公社担当者へご確認ください。